申請のてびき

２０２６年度歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成

社会福祉法人　町田市社会福祉協議会

町田市原町田 4-9-8　町田市民フォーラム４階

内容

１　はじめに 2
２　対象期間 2
３　助成対象団体 2
４　助成の対象となる事業について 2
（１）助成の対象となる事業の例 2
（２）助成の対象とならない事業の例 2
５　助成の種別と助成金額について 3
（１）活動配分　１事業　５万円以内 3
（２）特別配分　１事業　10 万円以内 3
６　助成対象経費 4
（１）助成の対象となる経費 4
（２）助成の対象とならない経費 4
７　申請について 5
（１）申請期間 5
（２）申請書類 5
（３）申請方法 5
８　審査について 5
（１）審査の基準は以下の通りです。 5
９　申請後の流れについて 6
（１）助成の決定まで 6
（２）事業実施について 6
（３）事業の終了後について 6
１０　事業報告について 6
（１）報告締切 6
（２）報告資料 6
（３）報告方法 6
１１　その他 7
（１）取材について 7
（２）事業の中止や内容の変更について 7
（３）助成の取り消しや変換について 7
１２　本会窓口（申請、報告、お問い合わせ） 7
１２　スケジュール 8

１　はじめに

本助成は、「2026 年度歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を財源に「歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成」として、２０２７年度におこなうボランティアグループや福祉団体の活動へ配分するものです。複雑・複合化する福祉課題の解決に向けた活動や、たすけあい・ささえあい活動により、誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくりの推進を目的とします。

２　対象期間

下記の期間に実施する事業に対して助成します。

２０２７年４月１日から２０２８年３月３１日まで

３　助成対象団体

町田市内で活動する住民主体のボランティアグループ・非営利活動団体

４　助成の対象となる事業について

（１）助成の対象となる事業の例

ア　ボランティア育成事業
イ　地域福祉に関する実態調査
ウ　福祉的ニーズに対する見守り、地域交流事業、学習会等
エ　インフォーマルな地域福祉活動

（２）助成の対象とならない事業の例

ア　町田市民を対象としていない事業
イ　町田市外で実施する事業
ウ　新規の参加者を募集せず、既存の会員のみを対象とする事業
エ　夏祭り・クリスマス会等の年中行事
オ　営利活動、政治活動・宗教活動に関わる事業
カ　介護予防や余暇親睦を目的とした事業
キ　PR、調査、報告で終始する事業や記念事業
ク　行政等から委託を受けている事業
ケ　他から助成を受けている事業

５　助成の種別と助成金額について

本助成は事業に対する配分です。申請は１団体３事業までです。ただし、各事業内容の違いが明確である必要があります。

（１）活動配分　１事業　５万円以内

ア　ひろく町田市民を対象とした、地域のささえあい活動(福祉活動・まちづくり活動・ボランティア活動)につながる事業
イ　継続申請可能

（２）特別配分　１事業　10 万円以内

ア　社会的課題や地域課題解決のために行い、効果が期待できる事業
イ　事業総額の１／５以上の自己資金があること
ウ　継続申請不可

6　助成対象経費

（1）助成の対象となる経費

本助成は、町田市民を対象として実施する助成事業に直接必要となる経費を対象とします。

経費として認められるには、領収書に但し書きが明記され、支出した内容が確認できる必要があります。

支出科目	内容
謝金	講演やセミナー時における外部講師に対する謝礼金 ※ 申請団体の構成員に対するものは除く ※ 必ず領収書に氏名・印鑑を押したものを提出
保険料	行事保険など、助成事業の実施に必要な保険料 ※ボランティア保険のような個人の保険は対象外
借上料	会場使用料、会場使用に伴う設備費など、助成の事業の実施に必要な施設。備品の借り上げにかかる費用
資料購入費	助成事業の参加者等に提供または使用する書籍、教材等の購入費。 ※団体構成員の学習・研修・自己研鑽を目的とするものは対象外。
材料等購入費	工作、制作、園芸等、助成事業の実施に使用する材料・資材の購入費
広報費	助成事業の参加者募集や地域への周知に使用するチラシ、ポスター等の作成・印刷費
資料・資材作成費	助成事業で利用者・参加者が使用する資料、教材、冊子等の作成・印刷・コピーにかかる費用
備品購入費	助成事業の実施に直接必要な器具・什器・備品等の購入費
通信運搬費	助成事業に係る通信や郵送等、活動の連絡にかかる費用
消耗品費	用具、文房具等、助成事業の実施に直接必要な消耗品の購入費等

（2）助成の対象とならない経費

次の経費は助成の対象になりません。必要な場合は、参加費や団体の自己資金等から支出してください。

支出科目	内容
飲食費	飲食に関する経費全般
経常経費	グループ・団体の通常の運営に継続して必要となる経費 ※家賃、光熱水費、人件費、交通費、電話・インターネット料金、Zoom等の継続的な利用料
見舞金・祝い金等	慶弔見舞金、祝い金など
景品購入費	記念品、景品など
その他	助成事業の実施に直接必要であると認められない経費

７　申請について

（１）申請期間

２０２６年１１月２日（月）から２０２６年１２月１８日（金）郵送必着

（２）申請書類

申請する団体は、次の書類を提出して下さい。書類は本会ホームページからダウンロードできます。書類作成には時間がかかります。余裕をもってご準備ください。

ア　歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成　申請書
　※助成種別によって、申請書が異なります。ご注意ください
イ　地域歳末たすけあい運動　地域福祉活動費　計画明細書
ウ　団体の活動が分かる資料
　※団体の予算書・決算書、事業計画書、事業によっては見積書等

（３）申請方法

まちだ福祉〇（まる）ごとサポートセンター（堺・鶴川・忠生・南）では受け付けておりません。

ア　本会窓口　※必ず事前連絡のうえ、ご来所ください。
　　受付可能日時　月～金曜日（祝日を除く）　午前９時から午後４時
イ　郵送
　　７Ｐ目の本会窓口に郵送してください。

８　審査について

町田市社会福祉協議会「共同募金町田地区配分推薦委員会」および東京都共同募金会にて厳正な審査・選考のうえ、助成可否及び助成金額を決定します。
※審査の過程および内容についての問い合わせには応じられません。

（１）審査の基準は以下の通りです。

ア　事業の目的
・広く町田市民を対象とした、地域のささえあい活動（福祉活動・まちづくり活動・ボランティア活動）につながる事業であるか。
・実現可能な事業内容であるか。

イ　申請事由
・助成終了後も事業継続できるよう、自主財源の確保等の取り組みが認められるか。
・本助成金の配分を前提とした活動になっていないか。

ウ　開かれた事業
・他団体との連携が図れているか。
・地域に開かれた事業になっているか。
・広報活動またはそれに類することを実施しているか。

９　申請後の流れについて

（１）助成の決定まで

審査の結果は２０２７年４月上旬までに各申請団体に通知します。助成が決定した場合は、同年５月下旬に助成金を交付する予定です。口座振り込みとなります。

（２）事業実施について

助成事業の計画に沿って、事業を実施してください。
ア　助成の明示及び表示について
事業実施の際は、市民に対し本助成金を使用していることを周知してください。
例：チラシ・ポスター・広報紙などの印刷物に「歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成」と明記するなど

（３）事業の終了後について

助成事業を全て終了したら、速やかに報告してください。

１０　事業報告について

（１）報告締切

２０２８年４月２１日（金）郵送必着

（２）報告資料

ア　歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成　事業報告書
イ　地域歳末たすけあい運動 地域福祉活動費　結果明細書
ウ　領収書（コピー可）

（３）報告方法

ア　本会窓口　※必ず事前連絡のうえ、ご来所ください。
受付可能日　月～金曜日（祝日を除く）　午前９時から午後４時
イ　郵送
７Ｐ目の本会窓口に郵送してください。

１１　その他

（1）取材について

助成団体に対して、本助成事業の PR のために、広報用記事取材等の依頼をする場合があります。

（2）事業の中止や内容の変更について

助成決定後、やむを得ない事情により、事業中止や事業内容の変更が生じる際は速やかに下記までご連絡ください。

（3）助成の取り消しや変換について

申請内容に偽りがあった場合や、不正な方法で助成金の交付を受けた場合、また、申請内容と相違する使用方法などがあった場合は、取り消しや返還を求めることがあります。

１２　本会窓口（申請、報告、お問い合わせ）

１９４－００１３　東京都町田市原町田４－９－８
町田市民フォーラム４階
社会福祉法人　町田市社会福祉協議会
地域福祉課　歳末たすけあい運動　担当
電　話　０４２－７２２－４８９８
ＦＡＸ　０４２－７２３－４２８１

１２　スケジュール

受付

社会福祉法人町田市社会福祉協議会（市民フォーラム４階）で受け付けます。
申込書類は、郵送または窓口で提出してください。
※まちだ福祉〇ごとサポートセンター（堺・鶴川・忠生・南）では受取れません
※必ず事前連絡のうえ、ご来所ください。
【電話番号】042-722-4898
【受付期間】2026年１１月2日(月)～１２月１８日(金)
（郵送の場合は当日必着）

相談・申請・受付時間
土・日・祝日を除く　月～金曜日　９：００～１６：００

審査

町田市社会福祉協議会「共同募金町田地区配分推薦委員会」および東京都共同募金会で書類審査を行い、助成の可否、助成額を決定します。
※審査過程および内容の問い合わせには応じられません。

決定通知

助成の可否、決定金額について、町田市社会福祉協議会から、各申請団体宛に郵送で通知します。（2027年４月予定）

振込依頼書の提出

通知と同封の「払込依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳の写し（口座番号・口座名義を確認できる部分）とともに、町田市社会福祉協議会に提出してください。

助成金振込

払込依頼書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

事業の実施

計画に基づき事業を実施してください。
やむを得ない事情により、内容等変更が生じる場合には、必ず事前に町田市社会福祉協議会へご連絡ください。

事業の報告

事業終了後、速やかに事業報告書等を提出してください。
提出期限：２０２８年4月２１日（金）（郵送の場合は当日必着）